

令和5年（受）第1027号 安保法制違憲・国家賠償請求上告受理申立事件（原
審・福岡高等裁判所宮崎支部令和3年（ネ）第101号）

申立人 飯尾 博・海保 寛 ほか

被申立人 国

令和5年9月19日

最高裁判所 御 中

上告受理申立理由補充書

申立人代理人

弁護士 後 藤 好 成

弁護士 松 田 幸 子

弁護士 久保山 博 充

弁護士 山 田 秀 一

ほか

申立人らは令和5年5月16日上告受理申立理由書を提出したが、その後仙台高等裁判所において、長谷部恭男早稲田大学教授の証人尋問が実施され、改めて日本国憲法においては戦争も武力による威嚇も武力行使も放棄されていること、その例外は有権解釈により憲法の条文の隙間を埋め、憲法規範として政府の行動を規律してきたこと、安保法制法がそれを完全に逸脱破壊したものであることが示された。また、令和4年12月16日に政府が公表したいわゆる安保三文書において、安保法制の実行行為に向けた具体的戦略が示され、改めて安保法制の違憲性と立法行為自体による日本国憲法秩序の破壊と申立人ら国民の権利利益侵害が浮き彫りになった。これらを踏まえ、申立人らは、資料を添付し上告受理申立理由を補充する。

第1 安保法制法の一見明白な違憲性—政治を規律する法の破壊

1, 日本国憲法9条の核心

日本国憲法9条は次の通り定める。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

(1) 「国際紛争を解決する手段」概念 —1928年パリ不戦条約

「国際紛争を解決する手段」という概念は、1928年パリ不戦条約に現れたものである。そこでは、「締約国は国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし、戦争を放棄すること、これを厳粛に宣言す」と謳われている。ここでいう「国際紛争」は文字通りの国家間紛争 (international dispute) を指し「侵略」に限定した意味合いではない。それまでの戦争観は、国家間紛争は、互いに正当性を主張し合い、国際社会にこれを公平に裁く裁判所がない以上「決闘」で結着をつけるしかない、すなわち戦争でしか結着がつかず勝った方が正しいとするほかないという戦争観であった。この戦争観を否定し、180度変えるのが不戦条約の目的であった。

言うまでもなく、戦争は正しいほうが勝つとは限らず、強いほうが勝つため、それまでの戦争観では各国は強くなろうとして限りのない軍拡競争に陥り、一旦戦端が開かれると、双方の当事国の国土や国民に甚大かつ回復不可能な損害が生じる。それを防ぐためにこそ不戦条約が締結された。

(2) 日本国憲法における武力行使のゼロベース

日本国憲法9条1項は文言上もこの不戦条約をベースにしているものである（石川憲治東京大学教授の意見書もこれを指摘しており、歴史的事実であり広くコンセンサスがある）。そして、典型的「決闘」であるところの戦争のみならず、武力による威嚇、そして、武力の行使をも明示的に放棄している。つまり、典型的「決闘」である戦争は全てが国際紛争解決の手段であり、その全てを放棄したから、戦争遂行能力である戦力 (war potential) の保持も否定されるのは当然である。加えて国際紛争解決のための戦争に訴える権利、すなわち交戦権も9条2項で否定されている。

さらには、日本国憲法全体には、武力行使が許されることを示唆する条文が皆無である。従って、武力行使に関して日本国憲法が設定しているベースラインはゼロである。

2, 条文の隙間を埋める政府の有権解釈の確立—万やむを得ない場合の個別的自衛権

不戦条約においても、いわゆる個別的自衛権は否定されていなかった。また、二度の世界大戦を経て、軍事同盟主義による平和構築の限界と失敗（軍拡競争と破綻した場合の戦争拡大）を踏まえた国際連合による「集団的安全保障」システムにおいても、急迫不正の武力攻撃がなされた場合、国連安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、暫定的な個別的または集団的自衛権行使が加盟国に例外的に認められている（国連憲章 51 条）。なお、ここで、「集団的」自衛権が認められた背景には原則としてのヨーロッパにおける集団的安全保障（仮想敵国を想定する同盟政策の否定）にアメリカにおける同盟政策（集団的自衛権は同盟に基づく「他国防衛」である）が例外として持ち込まれたもので第二次世界大戦に勝利した連合国が中心となって組織された国際連合が船出する際の苦肉の策であったことが指摘されている（上告申立理由書において援用した石川憲治意見書）。

このような安全保障に関する国際法秩序をふまえるとき、日本国憲法 9 条によって、いかなる場合にも武力行使が許されないかは 9 条の条文のみからストレートに導き出すことが困難である。この点については議論がありうるが、有権解釈、例えば判例がこれを埋める作用を果たすことが憲法上期待されている（81 条, 98 条）。しかし、これまで 9 条の下でどのような場合にどのような限度で武力行使が許されるかに関して最高裁判所は有権解釈を示しておらず、行政部門において政府提出法案の憲法適合性をチェックしてきた内閣法制局の有権解釈が、条文の隙間を埋める役割を果たしてきた。

そして、政府は 1972 年の政府見解において、日本が直接武力攻撃を受けた場合には、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険があることから、必要最小限度の武力を用いて対処する、つまり比例原則に基づいて対処することが許されるとしており、裏返せば、「日本以外の他国が武力攻撃を受けた場合は、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険はない」から、武力行使は許されない、すなわち集団的自衛権行使は許されないとしており、その政府見解は 2014 年 7 月 1 日の閣議決定の前は長年に涉って維持され、その見解に従って法律が制定され毎年の予算が議決されて執行され、いわゆる「専守防衛」政策が憲法秩序を構成してきた。そして、現実政治

においては、防衛政策はもちろん、関連する経済・教育・社会・文化を巡る政治政策をも規律してきた。

3, 2014年7月1日閣議決定による有権解釈のねじ曲げとねつ造一憲法秩序（武力行使に関して政府の行動を規律する法）の破壊

ところが、2014年7月1日閣議決定は、1972年の政府見解、すなわち集団的自衛権が認められないとする根拠である「他国が攻撃された場合には日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される危険はない」とする論理を、逆に「他国への武力攻撃によって、日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合は武力を用いて対処することができるとしたもので、論理的整合性がない。たまたま1972年政府見解中の「武力攻撃」の前に「我が国に対する」と明示がなされていない部分を捉え、それが当時の政府答弁でも「我が国に対する武力攻撃」を指していることは明らかであるにもかかわらず、これを無理矢理ねじ曲げたものであって、法解釈の名に値しないねつ造である。その結果、「他国への武力攻撃によって、日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」、すなわち本来ゼロベースである武力行使が例外的に許される場面とはいったいいかなる場合であるのかが極めて不明瞭となり、法的安定性をも欠くものとなった。つまり武力行使に関して政府の行動を規律する法が存在しないのと同じことになってしまった。

そのことの後遺症が現在まで続いており、政府の行為が全く憲法と切り離されてしまっている。

第2 憲法秩序破壊と申立人らの権利利益救済の必要性

- 1, 憲法は国家権力を制限し、国民の基本的人権を守るものである。立法行為によって憲法秩序が破壊され、政府の行動を規律する法が失われたとき、当該立法に従った政府の行為（本件では存立危機事態の認定や武力行使等）を待つまでもなく、国民の基本的人権・利益は損なわれる。申立人らは、武力行使ゼロベースであり、有権解釈によって例外的に武力行使が許される場面が日本に対する武力攻撃があり、他に執りうる手段がないときに、必要最小限の武力を行使すると言う明確な限定のある平和憲法秩序のもと、二度と他国に武力で攻め入ったり、脅したりすることがなく、従って他国の戦争に巻き込まれることも、

日本に積極的に武力攻撃を呼び込むことも、さらに戦争や武力行使の準備のために人権や自由が制限されることもないという安心と信頼を持って生きてきた。また、その憲法秩序を変えるときには自らその意思決定の過程に参加し国民投票権行使の機会が与えられることをも期待し、信頼してきた。それらの安全と信頼が全ての基本的人権の基底にあった。これらを申立人らは平和的生存権・人格権・憲法改正決定権（ないし法的利益と）構成した。

2, しかし、これらの安心と信頼は、憲法改正手続をも潜脱し、有権解釈をねつ造して憲法秩序を破壊し、政府の行動を規律する法をなくしてしまった安保法制法の立法行為によって失われた。

安保法制法の立法によって、一体いついかなる場面で政府が武力行使に踏み切るのかが不明瞭となった。政府が武力行使に踏み切った場合、現代の兵器の性能が飛躍的な破壊力を有し核攻撃すらありうる状況に鑑みれば、直ちに相手国の攻撃を招き、即時申立人ら国民の生命・自由・幸福追求権が損なわれることは余りに明白である。その事態になるまで待たなければ申立人らの権利・利益の法的救済が否定されるというのであれば、それは申立人らに「政府の決めたことには従うしかない」「座して死を待つしかない」と宣告するに等しい。

そして、いついかなるときに政府が武力行使に踏み切るか予測がつかなくなったということは、平時においても常に武力攻撃の可能性とリスクを背負って生活することを申立人らに強いるということである。そして、現実には安保法制の具体的発動に備えて平時から経済・教育・社会・文化が軍事目的優先となり、様々な自由や権利利益を犠牲にすることを強いるということである。そして、そのような状況は立法行為の後遺症として現在まで続いている。

このような状況においては、伝統的な国賠法上要求される権利侵害の程度・違法性の程度の議論ではなく、いわゆる予防原則に従った法解釈が求められる。実際に最高裁はいわゆる水俣病関西訴訟において、当時の科学技術水準では総水銀量の検出は可能であったが、メチル水銀の検出は不可能あるいは困難であったと言う状況でも行政庁による規制権限の発動が必要であったとしている。又、新型コロナウイルス禍における人流制限や飲食店の営業時間短縮などは、必ずしもそれをしない限り甚大で回復不可能な損害が発生するという因果関係が立証されているわけではなく、そのままでは医療崩壊を招き甚大な被害が生じる十分な可能性があるとしてとられた予防原則に基づいた措置である。

3, 本件は武力行使, 戦争が問題となる場面である。戦争が切迫した状態, 戦争によって甚大で回復不可能な損害が発生した段階ではもはや司法的救済は間に合わないのである。戦争は国際紛争が発生すればその危険が生じる。国際紛争を生じさせないような内政と外交(人間の安全保障に焦点を当てた構造的暴力の克服と官民あげての国際的な交流と建設的対話), 仮に国際紛争が発生しても戦争にしないための外交こそが戦争や武力行使を防ぐ「平和的手段」であり, 国連が定める原則的な国際紛争予防解決手段である。これに逆行し, 明確に仮想敵国を想定し軍事同盟を強化すること, そのための法整備をすることは, 他国との軍事同盟に基づく武力行使の意思があることを示すもので, 周辺諸国に脅威を与え, 軍事緊張を高め, 武力行使の危険を高める。違憲であることは明白である上, 申立人ら国民を極めて不安定で危険な状態に晒すことである。

その意味では, 予防原則を持ち出すまでもなく, 申立人らの恐怖すなわち精神的苦痛は立法行為そのものによって既に発生しており, 漠然とした不安にとどまるものではなく, 根拠のある具体的な恐怖不安であり法的保護に値すると言える。

なお, 2014年7月1日閣議決定以前の政府の有権解釈では, 「集団的自衛権を認めるためには憲法改正を要する」とされていたから, 憲法改正手続を経ることなく安保法制の立法行為により集団的自衛権行使を可能としたことは, 申立人らが本来与えられるべき憲法改正手続に参加する機会を奪うものであった。それは厳然たる事実であって明白であり, 既に発生した権利・利益の侵害である。この点は, いわゆる在外邦人選挙権訴訟, 同最高裁判官国民審査における最高裁判決に照らせば, 明らかである。安保法制法の立法のために, 国民投票の公正を確保しつつ国民投票の機会を国民に付与することが, 事実上不可能ないし著しく困難であったという事情は全くないにもかかわらず, 憲法改正手続を省略してしまったのであるから, 憲法96条に違反していることは明白である。しかして, 憲法96条違反の行為は, 同条の背景にある保護法益, すなわち, 「国民主権から導かれる憲法改正手続に参加する個々の国民の身分・資格・機会」を奪うものである。仮に憲法96条が直接個々の国民に具体的権利を付与するものでないと解釈したとしても, 「国民主権から導かれる憲法改正手続に参加する身分・資格・機会」は少なくとも法的保護に値する利益であり, これを侵害することは明らかである。

第3 最高裁判所は本件において違憲立法審査を回避してはならないこと

1, 裁判所による違憲審査の主要な役割は、民主的な政治過程を維持・管理することにある。近代憲法の多くが裁判所に民意を背景とする政治部門の決定を覆す権限を与えたのは、表現の自由、結社の自由、平等な選挙権等を保障することで、立憲的な民主的政治過程の核心を守ることを期待されてのことである。また、代表民主政における政治部門による政策の選択肢を理のある範囲に限定する、つまり憲法に則して、きちんと筋の通った十分な理由に支えられた政策の選択肢の範囲内の選択を政治部門が行うよう、司法部門が監視することもその重要な役割である。後者もまた民主的政治過程の維持管理の一環でもある。違憲審査によって当該立法が通常の立法手続でなしうるものであるか、憲法改正の手続を必要とするものであるかの判断、仕訳をなし、最終的には国民の判断に委ねるものであり民主主義に反しない。

2, 特に安全保障にかかわるような政策決定は、とかく情緒論に流されやすく、かつしばしば十分な情報が国民に開示されないことがある。そして、十分な情報に基づかない決定、不合理な決定がなされやすい傾向がある。

しかも、その選択は国のあり方までも変え国民の権利・自由に重大な影響をもたらす。そのため、安全保障分野については、あらかじめ取り得る政策の枠を憲法に限定しておくのが通例である。裁判所は安全保障分野でこそ、政治部門の選択が憲法に限定された選択肢を逸脱するか否かを明確に示す責務がある。

3, ところが、これまでいずれの裁判所もその責務とも言うべき判断を「ああいえばこういう」とも言うべき形式的・技巧的言辞を弄してまで回避している。

最高裁は、主文の判断に絶対に必要な場合にのみ憲法判断をなしうるという立場をとっていない。憲法25条に関する朝日訴訟において、申立人が死亡し訴訟が終了しているにもかかわらず、同条にかかる憲法論を展開したり、民法733条1項の再婚禁止期間について、申立人の請求を棄却しているにもかかわらず一部違憲判断をしていることなどから明らかである。具体的紛争解決のみが裁判所の役割ではない。本件の場合少なくとも憲法改正に参加する法的利益の侵害は明白であり、国民主権に基づく民主政の基礎・前提である重要な法的利益が損なわれているのであるから、裁判所、特に終審裁判所である最高裁判所がこれを回避する余地はない。

4, 日本の違憲審査は, 東アジア諸国を含む他国に比べて, 極度に消極的と評価されており, その原因が何かが各国研究者の議論の対象にまでなっている状況にある。

主権者たる有権者の直接の決定でない点は, 議会の決定も裁判所の決定も同じである。真摯な審議も十分な理由付けも伴わない政治部門の恣意的判断(安保法制法の立法行為)に裁判所が敬讓を示す必要性は乏しい。

長谷部教授は, 仙台高等裁判所における証人尋問において, 裁判所が政治部門と対話をする「応答的司法審査」という概念を紹介している。応答的司法審査とは, 政治部門の強い反発が予期される場合は, 強い違憲判断と弱い救済の組み合わせが有効である。法律あるいは法律の一部の意味が違憲であると判断して, それ以上には踏み込まない, 本件で言えば, 安保法制法のうち集団的自衛権の行使を許容する部分において違憲であると判断するのみで, それ以上政治部門がなすべきところについて言及しないという手法である。これが違憲であると判断されれば, 元々のベースラインである個別的自衛権行使のみが許容される法状態に回帰する。翻って裁判所の違憲判断が示されないままだと, 十分な理由付けのないまま固定化してしまい, 日本の司法審査, 立憲民主主義の将来に大きな禍根を残すこととなると懸念を示した。長谷部教授は憲法学の国際団体においても要職を務め国際的視点をも踏まえての証言であり重みがある。

第4 いわゆる安保三文書改訂による反撃能力保有について

- 1, 長谷部教授が尋問において「安保法制の後遺症が現在まで続いている」と述べたことの最たるものが2022年12月16日の安保三文書改定(以下「22年改定」と言う)である。その内容については, 既に上告理由書において言及した。本項では, これら安保三文書改訂が憲法秩序との関係でどのような意味を持つか, 本件加害行為である安保法制立法行為とどのような関係を持つかについて補充する。
- 2, 政府は, 22年改定を「日本の安全保障政策の大転換」と評しながら, 同時に「憲法および国際法の範囲内で, 専守防衛の考え方を変更するものではない」「『先制攻撃』は許されないということに一切の変更はない」(第211回通常国会における岸田内閣総理大臣の施政方針演説)としている。しかし, 全く憲法問題として論じることがなく, 国会審議にも付されていない。これは政府が,

もはや安全保障問題は憲法9条論と切り離すことができた、すなわち2014年7月1日閣議決定と引き続く安保法制立法によって決着済みと捉えていることを示す。

- 3, 安保法制法によって「自衛の措置」の概念が拡大され、それまで合憲性のメルクマールであった「自国防衛」と「他国防衛」の間の線引きを曖昧にした。
(この点は前述した。)

そして、その具体的な戦略の執行段階として、とうとう「我が国への武力攻撃がないにもかかわらず、「自衛権」行使として「先制的」に敵基地攻撃（それにとどまらない曖昧概念の「反撃能力」）ができるとの結論にまで至ってしまった。

これは軍事を基本的に否定する日本国憲法（長谷部証言で言えば「ゼロベース」）とは逆向きに「軍事力を背景にして、外交も含め国益を追求する姿勢」が内閣によってあからさまに宣言されたものである。22年改定安保戦略でも「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するもの」とされている。同戦略では「外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるもの」、すなわち、総合的な指針と位置づけられている。2023年4月には政府安全保障能力強化支援（OSA：Official Security Assistance）が創設されたが、軍事的な「同志国への支援」を目的とする。

- 4, 安全保障政策について内閣の判断をチェックするシステムが事実上なくなっていること

戦後の「安全保障政策の大転換」である22年改定について、総理大臣が日本国民に示す前に欧米を歴訪して説明し、国会審議もなく閣議決定をなした。2013年の特定秘密保護法と国家安全保障会議設置法の制定を皮切りに、軍隊を有する他の国と同様、日本でもトップダウンで内閣総理大臣がリーダーシップをとり、内閣にとって効果的に、安全保障政策を進める法整備がなされてきた。日本の場合は日米同盟により安全保障政策の判断は米国の判断によって左右され、特定秘密保護法によって、国会にすら必要な情報が提供されず、まして政策如何では直接影響を受ける地方公共団体住民には事前に十分な情報が提供されない。安保法制によって、いつ何時政府が武力攻撃に踏み切るか、住

民が攻撃される危険が発生するかの予測が全く立たなくなったが、そのことによるリスクは22年改定による「あからさまな軍事的思考による総合政策」によってさらに深化したものと言うほかはない。

5, 22年改定による地方自治体住民(=日本国民・住民)のリスク

2010年の防衛大綱及び中期防衛力整備計画において、米中間の国家間競争を背景に、中国を意識した南西地域の防衛力整備や施設整備が打ち出され、南西諸島への部隊配備や施設整備が進められてきた。そして、今回の22年改定では、それまでの安保三文書の名称を変えなければならないほど、日米の戦略にかつてないほどの整合性が認められる。22年安保戦略では「日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交防衛、経済等のあらゆる分野において、日米同盟を強化していく(12頁)」とされ、22年防衛戦略では「統合運用の実効性を強化するため、既存組織の見直しにより、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設する」とされ、アメリカの戦略との整合性がその胆であった。台湾海峡危機と言う観点が打ち出され、日本の安全保障戦略と言うよりも、日米同盟のための安全保障戦略と評するほかはない。

そこで強調されているのが「抑止力」であるが、「反撃能力を持つことが武力攻撃を抑止する」という理屈である。しかし、22年安保戦略では、「ミサイル防衛網だけで完全に防衛することは難しくなりつつある(17頁)ので、「相手国からの更なる武力攻撃を防ぐために」反撃能力を持つ必要があり(18頁)、それにより武力攻撃そのものを抑止する。「その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手方の更なる武力攻撃を防ぎ、国民のいのちと平和な暮らしを守っていく」とされ、結局は抑止が破綻した際にはミサイル防衛網も効かない以上、「専守防衛」とはおおよそかけ離れた攻撃、反撃(撃ち合い)になることが想定される。「反撃能力により相手方の更なる武力攻撃を防ぎ」とはどのような事態であるのか明確ではない。この点22年防衛戦略では、3つの段階を想定している。第一が「遠距離から侵攻戦力を阻止・排除するようになる「スタンドオフ防衛能力」と「統合防空ミサイル防衛能力」による「我が国への侵攻そのものの抑止」、第二が、第一の抑止が破れた場合に、第一の能力に加え「有人アセット」「無人アセット」等を駆使し、領域横断的な作戦を行う段階、そして、第三として「迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の

侵攻意図を断念させれるようにする」段階が挙げられており、そして、「このために、『機動展開能力・国民保護』、『持続性・強靱性』を強化する」という。

(22年防衛戦略8～9頁) 22年改定全体において想定されているのが「台湾有事」であることが読み取れるが、安保安法制によって、本来直接日本防衛とは無関係であったアメリカと中国の関係から生じる台湾有事に日本が自動参戦する仕組みができたことを考えれば、この第二段階および第三段階は個々の国民の生命・安全に直接かかわる。また、「自衛隊の十分な継戦能力(戦争を継続する能力)の維持確保のため、弾薬の生産能力の向上と製造量に見合う火薬庫を確保する」(2023年3月2日参議院予算委員会防衛大臣答弁)とされ、陸上自衛隊大分分屯地と青森県むつ市の海上自衛隊大湊地方総監部に大型弾薬庫の新設、宮古島の陸上自衛隊保良訓練場に新たな弾薬庫を整備することとされている。ウクライナ戦争を見ても一旦戦端が開かれてしまうと長期戦争となることが想定される。その際戦端が開かれる前に住民避難が可能かが問題となる。ある研究によると先島諸島から圏域外や県外の住民避難には少なくとも2～3週間程度の時間的余裕と航空運輸事業者の運送力またはこれと同等以上の輸送力が確保されていることが必要であるとされている(中島啓修「先島諸島をめぐる武力攻撃事態と国民保護法制の現代的課題—島外への避難と自治体の役割に焦点を当てて」(『国際安全保障』内外出版, 46巻1号, 2018年100頁)。

しかし、2023年3月17日に実施された沖縄県での図上訓練において、現実的実効性には疑問が投げかけられた。

加えて、22年安保安戦略22頁には国民保護のための体制強化として「武力攻撃より十分先立って南西地域を含む住民の迅速な避難を実現すべく」とされているが、そもそも武力攻撃よりも十分先立つための情報が自治体に提供されることも期待できない。すなわち、特定秘密保護法によって「安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全もしくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報」が保護の対象になっており、同盟関係に基づく、日本の安全保障に直接に関わらない情報も保護の対象であり、同盟国の国益のため(日本の国益と合致するとは限らない)国会や地方自治体にすら知らされないことは十分ありうるからである。

こうしてみると、22年改定は、安保法制とその他の軍事優先思考による特定秘密保護法、共謀罪、土地利用規制法等と相俟って、「抑止力」が破れた場合の日本に住む人々の一定の犠牲を織り込み済みの「安全保障政策」であると言えよう。つまり、必然的に国民の生命・自由・幸福追求が犠牲になるのであり、国民にとっての安全保障政策ではない。国民は否応なく軍事国家に協力を強いられ、権利利益が制限されざるを得ない。

6, 以上によれば、安保法制法およびその実行戦略がよって立つ「抑止力」概念は、それが破れた場合を想定せざるを得ない自己矛盾に満ちた軍事的思考であることは明らかである。日本国憲法（9条、13条他第三章の人権規定）は、過去に同じ考え方に立って310万人の日本人、アジアで2000万人の人々の生命を奪った、その悲惨な過ちの体験から生まれたものである。この世から武力・暴力という野蛮で不正義な力で他をねじ伏せることを無くすことは人類歴史上の課題である。今現在も国際政治はこれを克服しきれておらず、国連の運営や機能も必ずしもうまくいってはいない。それはいわゆる経済先進国と言われる諸国、特に大国が自らの覇権のために他国を同盟によって拘束し、「自国の国益」を徹底して追求しているからである。

現実国際政治がそのような段階にあるからと言って、国連憲章とこれに連なる日本国憲法の戦争違法化、平和維持のための「武力依存からの脱却」の試みを後退させることは、日本に住む人々の生命と安全、さらには日常生活の平穏と安心を犠牲にすることである。安保法制から始まった憲法と「安全保障」との切り離しは、もはや行きつくところまで行きつく段階になっている。反撃ないし敵基地攻撃について言えば、実際には相手国の日本あるいは同盟国への攻撃着手を判断することは不可能か著しく困難であり現実には米国の情報に従うほかない。それは、結果的に誤った判断と紙一重であり「先制攻撃」に陥る可能性が高い。また、「侵略戦争をする」「先制攻撃をする」と公言して武力攻撃をする国は通常はない。歴史的にも、今現在のウクライナ戦争（侵攻）を見ても、武力攻撃は、一定の「大義名分」を伴ってなされてきた。「反撃能力」（敵基地のみならず、敵国の中枢機能をも含む）の保有は、いわば「攻撃は最大の防御」というところに踏み込んでいるというほかはない。戦争を外交・経済手段とする米国の国益は「日本国民の利益」とは合致しない。日本国民の利益のためには、今現在失われた憲法秩序を回復し、政府の行動に法のルールを取り

戻さなければならない。以前はその役割は行政府内部の内閣法制局がそれなりに果たしてきたが、それが失われた今、裁判所が沈黙を続けることはもはや許されない。憲法の番人として違憲判断を行うのでなければ、日本国民は米国とNATO諸国および日本の為政者によって覇権争いに巻き込まれ、代理戦争によって犠牲になるリスクを将来にわたって抱えることとなる。(実際は国家財政においても軍事優先政策がとられるに至り、今現在でも大多数の日本国民の経済的利益や自由は損なわれている。しかして、それを可能にした基本法ともいべき立法が安保法制に他ならない。)

第5 まとめ

安保法制立法による明白な日本国憲法秩序の破壊を起点に政府の安全保障政策の憲法からの切り離し状態が進んでいる。かような状態を踏まえれば、原審における国家賠償法1条1項の違法性、被侵害利益、損害の解釈が誤っていることは明白である。

以上

添付資料

- 1 証人調書(援用書証含む) 令和5年5月19日実施仙台高等裁判所
- 2 青井未帆「日本国憲法から見た安保3文書の問題点」(大月書店「季刊 自治と分権」No.92 25頁以下)

付属書類

添付資料	各1通
上告理由補充書副本	7通